

介護保険だより

平成27年 7月号

群馬県国民健康保険団体連合会

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に出てくる「査定でエラーのあるもの」について

支給限度額管理の結果、サービス事業所からの請求単位数が、居宅支援事業所から提出された給付管理票に記載されている計画単位数を超過していた場合、査定（給付管理票の計画単位数を基準にしてサービス事業所の請求が減額されること）となりますが、返戻となるケースもあります。

1 表示について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」には、以下のとおり表示されます。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1070000000	平成25年5月審査分		平成25年5月31日					
事業所（保険者）名	〇〇介護事業所			1頁 群馬県国民健康保険団体連合会					
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 <small>特定入所者介護費等</small>	事由	内 容	備 考
109999 〇〇市	1111111111 介護 太郎	請	H25.4	11		1,000	C	査定でエラーのあるもの	返 戻

2 返戻が発生するパターン

査定後の再計算の過程で、システムが判断できない部分があり、査定額を計算できない場合、返戻となります。

- (1) 特別地域加算、小規模事業所加算、又は中山間地域等提供加算と、これらの加算の算定対象外である支給限度額管理対象サービスを併せて請求している場合。

(例) サービス種類：訪問介護

特別地域加算と訪問介護初回加算（特別地域加算対象外で、支給限度額管理の対象）を併せて請求したものが査定対象となる場合

- (2) 特別地域加算、小規模事業所加算、又は中山間地域等提供加算と、これらの加算以外の支給限度額管理対象外サービスを併せて請求している場合。

(例) サービス種類：訪問看護

特別地域加算とターミナルケア加算を併せて請求したものが査定対象となる場合

3 サービス事業所の対応方法

請求単位数が正しいか、確認してください。

(1) サービス事業所の請求が正しかった場合

- ① 居宅支援事業所に、給付管理票の修正を依頼してください。
- ② 請求明細書を再提出してください。

(2) 居宅支援事業所の給付管理票が正しかった場合

- ① 請求明細書の請求単位数等を直して、再提出してください。

平成 27 年 4 月の制度改正後の請求について

平成 27 年 3 月号でもお知らせいたしましたが、未だ制度改正以前の古い請求ソフトにて請求データを作成している事業所がみられます。

制度改正後は、古いバージョンのソフトでは請求情報が作成できなくなりますので、必ず最新版にバージョンアップしていただくようお願いいたします。

古いバージョンのソフトによる請求で全件返戻及びそれに順ずる事業所について、平成 27 年 6 月請求分までは差替えによる請求を認めていましたが、**平成 27 年 7 月請求分より原則再請求を認めません**ので、制度改正に対応したバージョン請求ソフトで請求していただきますようお願いいたします。

法定代理受領の同意書の廃止について

事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ入居者による同意書の提出が義務づけられていましたが、老人福祉法の改正により、本要件は廃止となりました。

このため、本会にご提出していただく同意書につきましても、提出が不要となりましたのでご確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>



国保連合会